

〈事業主→使用済みは協会へ提出〉

発行番号  
**ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)交付用半券**

♠交付時事業主記入欄  
交付日  
平成 年 月 日 ( )

労働者氏名(被保険者証名)

♠利用後事業主記入欄  
利用日  
平成 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)  
: ~ :

利用日時の報告用半券との照合確認	確認印(担当者印)
------------------	-----------

承認番号  
有効期間 平成29年 3月31日

〈事業主→労働者→使用済みは事業主保管〉

発行番号  
**ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)使用報告用半券**

♠交付時事業主記入欄  
労働者氏名(被保険者証名)

♣利用時ベビーシッター記入欄  
利用日  
平成 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)  
: ~ :

ベビーシッター名

ベビーシッター事業者名

利用料金 円

承認番号  
有効期間 平成29年 3月31日

〈事業主→使用済みは協会へ提出〉

発行番号  
**ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)交付用半券**

♠交付時事業主記入欄  
交付日  
平成 年 月 日 ( )

労働者氏名(被保険者証名)

♠利用後事業主記入欄  
利用日  
平成 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)  
: ~ :

利用日時の報告用半券との照合確認	確認印(担当者印)
------------------	-----------

承認番号  
有効期間 平成29年 3月31日

〈事業主→労働者→使用済みは事業主保管〉

発行番号  
**ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)使用報告用半券**

♠交付時事業主記入欄  
労働者氏名(被保険者証名)

♣利用時ベビーシッター記入欄  
利用日  
平成 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)  
: ~ :

ベビーシッター名

ベビーシッター事業者名

利用料金 円

承認番号  
有効期間 平成29年 3月31日

**ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)本券 ( 円 )**

♠交付時事業主記入欄

交付日  
平成 年 月 日 ( )

承認番号  
承認事業主名  
印

フリガナ

労働者氏名  
(被保険者証名)

♥利用時労働者(利用者)記入欄

利用日  
平成 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)  
: ~ :

発行番号  
有効期間 平成29年 3月31日

発行番号

♣利用時ベビーシッター記入欄

ベビーシッター名

利用場所  
都・道・府・県

◆利用後ベビーシッター事業者記入欄

認定番号  
ベビーシッター事業者名  
印

利用料金  
円

〈ご確認ください〉  
・交付日、労働者氏名は記入されていますか ・事業主印は押印されていますか  
・1家庭1日(回)1枚の利用ですか ・自宅での利用ですか

**ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)本券 ( 円 )**

♠交付時事業主記入欄

交付日  
平成 年 月 日 ( )

承認番号  
承認事業主名  
印

フリガナ

労働者氏名  
(被保険者証名)

♥利用時労働者(利用者)記入欄

利用日  
平成 年 月 日 ( )

利用時間(24時間法で記入)  
: ~ :

発行番号  
有効期間 平成29年 3月31日

発行番号

♣利用時ベビーシッター記入欄

ベビーシッター名

利用場所  
都・道・府・県

◆利用後ベビーシッター事業者記入欄

認定番号  
ベビーシッター事業者名  
印

利用料金  
円

〈ご確認ください〉  
・交付日、労働者氏名は記入されていますか ・事業主印は押印されていますか  
・1家庭1日(回)1枚の利用ですか ・自宅での利用ですか

## 注意事項

本券は、義務教育就学前の双生児等多胎児を養育している労働者であり、労働者氏名欄に記載されている労働者本人が使用できます。

本券は、1家庭内につき1日(回)1枚使用できます。ただし、原則として1年間に2枚まで使用することができます。(条件により、1年間に4枚まで使用できます。)

本券は、ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。

本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。

本券を、他の人に譲って使用させることはできません。

本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日ではなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券は、事業主、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券の再発行は行いません。



公益社団法人  
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456  
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

## 注意事項

本券は、義務教育就学前の双生児等多胎児を養育している労働者であり、労働者氏名欄に記載されている労働者本人が使用できます。

本券は、1家庭内につき1日(回)1枚使用できます。ただし、原則として1年間に2枚まで使用することができます。(条件により、1年間に4枚まで使用できます。)

本券は、ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。

本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。

本券を、他の人に譲って使用させることはできません。

本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日ではなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券は、事業主、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券の再発行は行いません。



公益社団法人  
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456  
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

## 注意事項

### 【ベビーシッター利用前】

事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。

事業主は、割引券の交付時に、労働者氏名を記入してください。

### 【ベビーシッター利用後】

労働者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名を記入してもらい速やかに事業主に提出してください。

### 【割引券使用后】

使用済みの報告用半券は、事業主が保管してください。



公益社団法人  
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456  
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

## 注意事項

### 【ベビーシッター利用前】

事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。

事業主は、割引券の交付時に、労働者氏名を記入してください。

### 【ベビーシッター利用後】

労働者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名を記入してもらい速やかに事業主に提出してください。

### 【割引券使用后】

使用済みの報告用半券は、事業主が保管してください。



公益社団法人  
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456  
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

## 注意事項

### 【ベビーシッター利用前】

事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。

事業主は、割引券の交付時に交付日、労働者氏名を記入してください。

事業主は、全国保育サービス協会に提出する下記報告日まで、大切に保管してください。

### 【ベビーシッター利用後】

事業主は、労働者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、この交付用半券に利用日、利用時間を記入し、照合印を押印してください。(照合印は、担当者届印と同一とします。)

### 【協会への報告】

事業主は、利用日時等記載済みの交付用半券と整理した割引券台帳の写しを、年2回(10月15日及び翌年4月15日まで)協会に提出してください。



公益社団法人  
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456  
ホームページ <http://www.acsa.jp/>

## 注意事項

### 【ベビーシッター利用前】

事業主は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。

事業主は、割引券の交付時に交付日、労働者氏名を記入してください。

事業主は、全国保育サービス協会に提出する下記報告日まで、大切に保管してください。

### 【ベビーシッター利用後】

事業主は、労働者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、この交付用半券に利用日、利用時間を記入し、照合印を押印してください。(照合印は、担当者届印と同一とします。)

### 【協会への報告】

事業主は、利用日時等記載済みの交付用半券と整理した割引券台帳の写しを、年2回(10月15日及び翌年4月15日まで)協会に提出してください。



公益社団法人  
全国保育サービス協会®

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL 03-5363-7455 / FAX 03-5363-7456  
ホームページ <http://www.acsa.jp/>